特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	障害者福祉手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
光市は、障害者福祉手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山口県光市長

公表日
令和4年7月22日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉手当等の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下法という。）に基づき、一定の要件を満たした障害児者に対して手当を支給している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①障害児福祉手当もしくは特別障害者手当の認定　法第17条、19条、20条、21条、22条、23条、26条 ②障害児福祉手当もしくは特別障害者手当の所得状況届けの内容の審査　35条
③システムの名称	障害福祉システム（LP）・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
障害福祉システム（LP）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　別表第1の47 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第38条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第19条第8号及び別表第2の9、12、15、19、26、56の2、87、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　別表第2の主務省令で定める命令　第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 （情報照会の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第19条第8項及び別表第2の67、68、69、85の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　別表第2の主務省令で定める命令　第38条、第38条の2、第43条の3の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号　0833-72-1401

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部福祉総務課　山口県光市光井二丁目2番1号　0833-74-3001

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	Ⅰ－5－②	福祉総務課長　杉本　光男	福祉総務課長　讃井　健太郎	事後	平成28年4月1日付人事異動のため
平成28年4月20日	Ⅱ－1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満（任意実施）	事後	
平成29年9月6日	Ⅰ－4－②	（情報提供の根拠） ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31 日法律第27号）　第19条第7項及び別表第2の26、56の2、87の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31 日法律第27号）　別表第2の主務省令で定める命令　第19条、30条、44条 （情報照会の根拠） ①行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第19条第7項及び別表第2の67、68、69、85の項 ②行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　別表第2の主務省令で定める命令　第38条	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31 日法律第27号）　第19条第7項及び別表第2の19、26、56の2、87の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31 日法律第27号）　別表第2の主務省令で定める命令　第13条の2、19条、30条、44条 （情報照会の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　第19条第7項及び別表第2の67、68、69、85の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　別表第2の主務省令で定める命令　第38条	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	Ⅰ－5－②	福祉総務課長　讃井　健太郎	福祉総務課長　松村　雄之	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	Ⅰ－7	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課　山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	Ⅰ－3	・行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　別表第1の47 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第38条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）　別表第1の47 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第38条	事後	誤記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月11日	Ⅰ－４－②	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号及び別表第2の19、26、56の2、87の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第13条の2、19条、30条、44条 （情報照会の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7項及び別表第2の67、68、69、85の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第38条	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号及び別表第2の9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 （情報照会の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7項及び別表第2の67、68、69、85の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－５－②	福祉総務課長　松村　雄之	福祉総務課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	–	新様式への変更に伴い、「Ⅳ　リスク対策」について記載	事後	
令和2年6月10日	Ⅱ－１	平成27年4月1日　時点	令和2年4月1日時点	事後	保護評価の再実施のため
令和2年6月10日	Ⅱ－２	平成27年4月1日　時点	令和2年4月1日時点	事後	保護評価の再実施のため
令和3年7月7日	Ⅰ－１－③	障害福祉システム（LP）・団体名統合利用番号連携サーバー・中間サーバー	障害福祉システム（LP）・団体内統合利用番号連携サーバー・中間サーバー	事後	誤記修正
令和3年7月7日	Ⅰ－４－②	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号及び別表第2の9、12、15、19、26、56の2、87、110、119の項	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号及び別表第2の9、12、15、19、26、56の2、87、110の項	事後	誤記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	Ⅰ－４－②	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7号及び別表第2の9、12、15、19、26、56の2、87、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 （情報照会の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第7項及び別表第2の67、68、69、85の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第38条、第38条の2、第43条の3の2	（情報提供の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第8号及び別表第2の9、12、15、19、26、56の2、87、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 （情報照会の根拠） ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 第19条第8号及び別表第2の67、68、69、85の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表第2の主務省令で定める命令　第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	番号法改正のため